

会員・関係 各位



特定非営利活動法人 KHJ 香川県オリーブの会

連絡先 TEL・FAX 087-843-9877 (川井)

ホームページ<http://khj-olive.com/>

梅雨明けが待たれる今日この頃です。NPO 法人化 2 周年記念講演会もお陰様で無事盛会のうちに終わることが出来ました。厚くお礼申し上げます。今後ともご指導ご支援の程お願い申し上げます。7月の月例会を下記の通り開催いたしますので ご案内申し上げます。

第97回月例会ご案内



1) 日 時 7月25日(日)

13:00～13:30 受付

13:30～13:45 報告・連絡

13:45～16:30 テーマ「子どもを孤立させないために

家族ができること」

講師 徳島大学人間科学部准教授・臨床心理士

境 泉 洋 氏

質疑応答 (途中休憩あり)

引き続き学習会

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

について

2) 場 所 香川県社会福祉総合センター 6階 研修室

TEL 087-835-3334 県庁の斜め向い

3) 参加費 会員：1家族 1000円 非会員：1家族 1500円

【年会費について】

引き続きご入会くださいますようお願いいたします。

また、6月例会に参加された会員の皆様には、年会費をお納め頂き有難うございました。

年会費は

- | | | | | |
|--------|----|----|-------|------|
| ① 正会員 | 個人 | 1口 | 3000円 | 1口以上 |
| ② 賛助会員 | 個人 | 1口 | 2000円 | 1口以上 |
| | 団体 | 1口 | 3000円 | 1口以上 |

【今後の月例会】

- 8月22日(日) 香川県社会福祉総合センター 6 F (13:30～16:30)
- 9月26日(日) 香川県社会福祉総合センター 6 F (13:30～16:30)

【居場所活動予定】

- 7月3日(土) 第3回運営委員会 (13:30～16:30)
- 7月10日(土)・7月17日(土) (13:30～16:00)
パソコン教室(指導 さぬき若者サポステ)・ポパイの会
- 7月10日(土) 松田勝先生 個人カウンセリング (9:00～13:00)
- 7月31日(土) サポステ・他県若者とのお茶会交流会 (13:30～16:00)
(詳細は10頁に掲載)

【さぬきサポステ・他県若者との居場所活動】

— さぬきサポートステーションとコミュニケーションの苦手な若者・ひきこもり当事者との —
「お茶会交流会」

講師 表千家同門会 香川県支部 参与 平田宗経先生

- 日時 7月31日(土) 13:30～受付 16:00
- 場所 香川県社会福祉総合センター 3F 「文化教養室」

※各県自助グループ・親御さんも、お気軽にご参加ください。

※また、参加希望者、お手伝いいただける方は川井までお電話(087-843-9877)下さいますようお願いいたします。

【6月(6/20)のNPO法人化2周年記念講演会より】(一部、概略)

来賓挨拶： 土岐敦史氏 (香川県健康福祉部障害福祉課 課長)

①国においては障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない新たな法制度をつくるということで、平成25年8月までに向けて、現在「障がい者制度改革会議」で当事者の方を含めた様々な方が集まり、検討がなされていると聞いている。②我々としても、この会議で出される新たな法制度が障害者の方々皆の意見を反映されたものとなるよう、国に対して要望を続けていくが、この制度が本当に良いものになるようこころから期待をしている。③このような中、ひきこもりに大変造詣の深い日本福祉大学の竹中先生、徳島大学の境先生を迎え、このような講演会が催されることは大変時宜を得たものである。④県としても、「ひきこもり対策チーム」を今年度から発足させ、我々と関係の皆様方で、ひきこもりについてどのように今後対策を進めていくのか考えてまいりたいと思っており、皆様方の理解と協力をお願いしたい。

来賓挨拶： 山本博司氏 (公明党参議院議員 厚生労働委員)

①参議院の厚生労働委員会の理事をしている関係で平成19年、20年、今年の6月1日と厚生労働委員会ですとこの問題を質問させていただいた。最初の質問の時には、ひきこもりの定義そのものが非常に厳しい実態があり、きちとした対策の支援ができなかった。②この間、KHJの奥山代表はじめ家族会の方々が懸命になって訴えられ、また今日参加されている様々な先生方を始めとした大きなうねりが、国がだんだん扉を開いていったのではないかと思っている。③各都道府県、政令市で「ひきこもり地域支援センター」に始めて国の予算が5億円付き、何とか支援をということで各都道府県、政令市で24箇所、四国では高知と徳島がスタートしている。④今回 香川においては「ひきこもり対策チーム」ができたということで、土岐課長 香川でも是非

「ひきこもり地域支援センター」がひとつのキーステーションになって、様々な支援の相談窓口、アウトリーチなどの機縁になるのではないかと考えている。6月にも長妻大臣に「ひきこもり地域支援センター」の設置状況とまだまだ中においての国の支援の必要性を訴えさせていただいた。

⑤4月1日から施行になった「子ども・若者育成支援推進法」は、法的な立場として大変大きな位置づけがあると思う。まだまだ協議会であるとか相談窓口はこれからであるが、法的な裏付けがなったということは国の様々な形での予算の裏付けになったということで、しっかり取り組んでいかないといけないということを、あらためて強く痛感する次第です。

⑥四国、中国、全国を回るとひきこもりの方々とか、うつ病で悩んでいる方々とか、今までの既存の社会保障の枠には入れられないような新たな課題が日本に沢山ある。このような問題を「新しい福祉」ということで提案をしていかなければいけない。これは超党派で取り組まないといけないということを、強く痛感している。⑦うつ病の問題もイギリスなどは薬の依存と言う形でなく、認知行動療法というカウンセリングを手法とした大変多くの医師たちが、取り組んでいる。4月から保険適用になり精神科医、内科の心療内科でもスタートをするが、そうした医師の育成が日本では1000万円、イギリスでは130億円あらゆる医者に対して取り組もうと国の国家プロジェクトとなっている状況もある。ひきこもりで苦労されている問題は、国が本当に真剣になって取り組まないといけないと痛感している。

KHJ 香川県オリーブの会・法人化2周年記念講演会

「家族・支援者が共同ですすめるひきこもり支援」

一人とつながり、社会とつながる支援の道筋—

竹中哲夫氏（日本福祉大学名誉教授）

（27頁に亘る詳細な資料あり、それを基に講演された。以下その概略。）

現在、ひきこもりの支援をしている。どのような人を対象としているか。30才以上、5年以上のひきこもりの人が中心である。

はじめに

- 1) この報告のねらいの一つは、「親・家族と支援者の協力・共同の支援活動（共同支援）」の具体的内容（方法）を描くことである。
- 2) 一つの試案として「親・家族やひきこもる人が、支援開始からひとまず終結するまでに、支援者と共にたどる道筋（時系列）」を描くことである。
- 3) 「子ども・若者育成支援推進法」がすでに4月1日から施行されている。ひきこもり支援者の立場からこの法律への期待を述べる。
- 4) ひきこもり支援における演者の基本的姿勢を示す。
 - (ア) 当事者・家族の「生命・安全」と「同意（自己決定）」を第一前提とする支援である。
 - (イ) 過去やあいまいな願望ではなく、現在の状態を出発点にする支援である。
 - (ウ) 特別な技法（特殊な治療技法・特効薬・即効薬）のない「常識的支援」である。「常識的支援」とは、日常の人間関係の中に含まれている対人関係の技法、援助の手立てを選択し、工夫して活用することでもある。
 - (エ) 方向性として当事者が持っている積極面・健康面・意欲・回復力を活用し、今より少し自由になることを目標に、時間をかけてゆるやかな健康回復・健康育成をはかる支援である。
 - (オ) 当事者・家族・支援者・関係施設の相互理解を大切にした協力・共同（共同支援）と多様な資源を活用する支援である。
 - (カ) 支援においては、当事者・家族の利益を基本とし、当事者・家族のプライバシーを始めとする人権の尊重、安全で有効な支援の開拓（危険な支援方法の排除）に努める。



1 「支援を始める前の取り組み」として現状・支援ニーズの把握

- 1) ひきこもる人はどこでくらしているか（最も基礎的な実態把握）
- 2) ひきこもる人の支援ニーズは適切に把握されているか
 - ①通常まず、家族の支援ニーズが把握される。
 - ②時間をかけて取り組むうちに本人の支援ニーズが少しずつ判明する。
 - ③両者のニーズは異なる場合が少なくない。まずは、本人のニーズを第一に検討する。
- 3) 支援ニーズのある人に支援は届いているか（開始されているか）の検証

2 ひきこもり支援を開始したときに

- 1) 当事者（本人・親・家族）の苦労を知る
- 2) 親・家族と支援者の協力・共同の関係を築く
- 3) ひきこもる人の状態像の把握

「社会的ひきこもり」の基準（「ガイドライン」より） 2003年公表
「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の「ひきこもりの定義」
（新ガイドラインと「ひきこもりの定義」） 2010年5月公表
「ひきこもる人」の多様な姿
- 4) 支援の支えとなる積極的な側面（可能性や回復力・健康面）を研究する
各事例の健康な部分を発見し、育成する・伸ばす支援が必要である。
- 5) 精神保健医療機関・医療関係者との適切な連携を考える
困難面が表に出ている人に対して有効である場合が少なくない。
- 6) その人に対応した支援目標を考える
ひきこもる人のゆるやかな（今より少し自由になる）支援目標とは
 - ①極端な抵抗や不安なしに、家族との交流ができる。
ただし、家族との交流を当面断念した方が良い場合もある。
 - ②日常生活の中に小さくても楽しみを見つけることができる。ペットを飼う、パソコン、新聞、テレビ、音楽を聴く、等多様な方向に少しでも楽しみを発見できるよう支援する。
 - ③極端な抵抗や不安なしに、友人（異性も含む）や知人と交流できる。
ここまでくるとひとまず、ひきこもりより脱却している。
 - ④極端な抵抗や不安なしに、ある程度自由に地域社会との交流（買い物、公共機関の利用、居場所・当事者会への参加、趣味のグループへの参加、デイケアへの参加など）ができる。



3 適切な支援方法（その組み合わせ）を探る

- 1) ひきこもる人の諸条件を考慮した支援方法を選択する—個別事情と支援方法
- 2) ひきこもる人の諸条件を考慮した支援—個別事情（事例）と支援方法の組み合わせ—

4 それから何をするのか—具体的支援の開始—

- 1) たえず状況を確認し、工夫と柔軟な取り組みを重ねる
- 2) 当面、親・家族としか会えない場合
 - ① 家族を介してどのような支援が可能か—「くらしの世界」を基本にした支援—
家庭内外社会からふくらませて近隣社会へ、近隣社会の生活を大切な支援とする。
近所ブラブラプランなどもある。それからより広い社会へ。
中休みしながらゆっくりと。
 - ② 親子間の適正距離を基礎にした支援
「付きすぎず、離れすぎずのほどよい距離」を置く。訪問サポートも同じ。
（親・家族の姿勢例示）：日常の挨拶はこまめに。世間話を楽しむ。話しかけには答える。
- 3) すぐには会えない本人との関わりをどう考えるか、どう築くか

① 本人の来所をどう考えるか

② 本人の来所につなげる取り組み—家族を介して本人とどのようにつながるか—

本人と支援者とが間接的に対話する方法

支援者の何らかの意図・希望を、親を介して本人に伝える。本人の回答は、親を介して支援者に伝わる。この循環する回路により、間接的対話が成立する。

親には、支援者の意図を解説（代理回答）せず、仲介人に徹してもらう。

いつのまにか支援者と本人の人間関係が生じている。

③ 支援者として、関わる入り口のない本人とどう接したらよいか

—安全な人間関係を「人工的」につくる—

本人の来所が難しい場合、訪問・手紙・メールなど多様な方法を工夫して本人と支援者グループの関わりを形成する。

新しい人間関係を「人工的」につくる取り組みは、次のような様々な工夫・配慮が必要となる。

1. 可能な限り本人の了解（自己決定）を得る。例えばボランティア学生が手紙を出す場合、事前に、カウンセラーから「気が向かなければ、読まなくても良いし、返事も書かなくても良い。受け取るだけでよいので、このような手紙を出すことを了解して欲しい」という趣旨の依頼状をつくり、保護者に託す。疑問があれば、再度手紙で答える。
2. 最小限、「好きにしたらいい」とか、「勝手にして」とかの返事をもらった後に手紙サポートを開始する。
3. 安全な（侵襲的でない、穏やかな）人間関係の形成に努める。
4. 手紙（葉書）の場合、月 2 回くらい、はじめは、手紙と葉書を交互に出すことが基本である。返事を求めるような言葉は書かない。

4) 本人が来所した場合

① 本人との対話のための基本姿勢—安全（本人にとって）と安心の保障—

本人との対話のために

5. 本人との面接では、形にこだわらず、本人の意向、気分、面接への期待（あるいは面接への期待のなさや反発）などを十分に配慮し、堅苦しくない自然な雰囲気・自然な流れを尊重することが望ましい。
6. はじめての対話では、様々な思いを乗り越えて来所してくれたことへの感謝の気持ち、ねぎらいの気持ちをまず述べる。その上で、本人の日常生活、趣味や楽しみ、日常生活で考えることと思うこと、などを話題にすることが自然である。
7. 本人から、自身のことや身の回り（家族関係・社会関係を含む）のことなどについて話題が出される場合、その話題を優先して語り合うことになる。
8. 就労、就学、将来のことなどは、当面、話したくない人が多い。対話の中で、本人から関連した話題が出たときに、自然に触れていくことが望ましい。
9. 支援者は、親や家族（あるいは世間）の意向を代弁するのではないので、本人の思いや意向を中心に、対話をすすめる。

② 多様な対人関係経験の機会を用意する（ただし段階を踏みつつゆっくりと）

10. 自然な流れの中で、特定支援者以外の対人関係を楽しむ機会を提供する。

5 長い支援の過程—気長にかつマンネリに陥らないように—

1) 長い支援過程の予想（回復への道のり）

「回復」という言葉の意味は、過去のある状態に復帰すること（旧状への復帰）を意味しない。「心身の健康の回復」「生活意欲の回復」「社会生活の回復（社会生活が広がる）」「対人関係の回復」「昼夜逆転の生活から離れる」「働く意欲の回復」など多様な意味を

持つ言葉である。

ひきこもりからの回復支援の基本的道筋

- ① 親・家族（あるいは親戚・友人・知人）などによるひきこもる状態にある本人への支援
- ② 親・家族と相談機関の支援者の共同による、ひきこもった状態にある本人の支援
（①＋②の支援体制）
- ③ 訪問サポートの活用、本人の相談機関への通所、本人の居場所などへの参加
（①＋②＋③の支援体制）
- ④ 地域生活の広がりへの支援、地域（近隣社会）の多様な資源の活用
（①＋②＋③＋④の支援体制）
- ⑤ 就労準備支援および社会生活の広がりに対する支援
（①＋②＋③＋④＋⑤の支援体制）

2) 家庭内暴力へどう対処したらよいか

ひきこもりの支援をする中で深刻な家庭内暴力に遭遇することは少なくない。「ひきこもりへの対応ガイドライン」（2004）収録の調査では、何らかの家庭内暴力がある場合、「家族の（家庭外への）避難あり」が3割に上っている。

「家庭内暴力への対処」について

- ① 「家庭内暴力」は原因は何であれ現象的には狭い家族関係の中で起こる暴力である。親も判断力を失い、場当たりの対応することが多い。
 11. 暴力を甘んじて受けたりせず、危険な時はとにかく逃げだす。
 12. 家族の一員（通常母親）への暴力が始まった時には、残りの家族全員が集まって暴力を止めること。母親を取り囲んで保護したり、外へ連れ出すのはよいが、本人を力で取り押さえることは、一層の反抗と怒り、暴発を誘発し、危険である。
 13. それでも止められない時は、即刻信頼できる人（友人・親戚など）に連絡し止めてもらう（通常は第三者が来訪するだけで大半の家庭内暴力はその場では止まるものである）。
- ② 手をつくしても、どうしても暴力が収まらず、家族が身の危険を感じる場合は家族が避難する。この場合
 14. 「（あなたと家族双方にとって）あなたの暴力が危ないので避難せざるを得ない。あなたが二度と家族に暴力を振るわないと約束するならば避難を中止する」、
 15. 「避難中もあなたのことを心配しているので、必要最小限の生活の世話はする。月々の生活費は送る。」などと伝える。

本人が折れてくる（妥協してくる）まで、一定期間避難する。妥協することを学ぶことによって本人も成長することができるのであり、妥協に要する時間は、有意義な時間であると言える。

3) 就労に向かう支援はどう考えどう取り組んだらよいか

- ① ひきこもる人の就労に向かう支援の進め方について

「就労に向かう支援」とは直接就労を支援するのではなく、「就労をやや遠い目標と考え、就労に必要な基礎的な諸経験を積み重ねていくことを当面の目標にする」という意味である。

ひきこもっている人と就労の関係は全く就労体験のない人から一度は就労したものの職場での様々なトラブルのため退職した人、など多様である。

働いてない年月も長短様々である。それぞれ就労支援の意義や手法が異なる。多くは、自宅ひきこもり→相談機関などに通い、一般相談から進んで就労支援を受ける→新聞広告などを見てなるべく短期・軽作業の仕事を探し、働いてみる→辛い仕事、嫌いな仕事はあまり無理に継続しない→これらの仕事経験を重ね、身の丈にあった仕事内容を探る。仕事の内容を見直し、次の仕事につなげる、という流れになる。

②ひきこもっていた人が働き続けられる職場の条件とは

当事者の話から働ける環境とは：1.短時間の就労あるいは必要なときに休息が取れる就労環境、2.困ったときに援助してくれるサポーターがいる環境、3.同僚と無理をしてつきあわなくてもよい環境（しかし、こちらがつきあう気力があるときは、分け隔てなくつきあってもらえる環境）、4.上司がひきこもりのことをよく理解し、問いただしたりせず自然に働かせてくれる環境、5.事務所や工場内の閉室性になじめない人には屋外作業などの業種、6.体力やスキルが不足しているので、体力やスキルなしに取り組める仕事、7.そもそも働き始めるとき、詳しい履歴書や面接（試験）がないこと、8.無断で休んでも、やめさせられない環境であること。

現状ではこのような条件がある職場は少ない。いくつかを満たす職場が増えるならば、ひきこもる人の就労の展望が明るくなる。

4) 恋愛・結婚・子育てなどの課題が介在する場合の支援

ひきこもる人たちは、異性との出会いを言う前に、人との出会いが決定的に少なくかつ、定職・定収入がないため、恋愛・結婚・子育ての機会から阻害される可能性の高い人たちである。演者はこのことを積極的に検討し、多様な恋愛・結婚の形を受け止め支援することができないかと考えている。

5) ひきこもり支援におけるライフプランをめぐって

30才後半から40才を過ぎてもひきこもり状態が解決しない場合、「高齡化（親も本人も）するひきこもり問題」が切実さを帯び、「ライフプランという論点」が浮上してくる。2007年青少年健康センター・シンポジウムにおける畠中雅子(2007)のレジメ「ひきこもり・ニートとライフプランーひきこもりのお子さんのライフプランを立てるー」には、次のような項目が掲げられている（例示）。

「1.親の資産を整理する：まずは親の資産を洗い出す

親の資産で、お子さんは何才くらいまで生活できるか、計算してみる

2.親の資産を増やす方法・遺す方法：自宅を賃貸併用住宅に建て替える」

ライフプランを考えると、ひきこもりは、年少者は15,16,17才頃から、年長者は、50才におよぶ問題である。15,16,17才頃から40才中頃（条件によってはそれ以後）までは、まだ社会に関わっていくための支援（就労支援のみでなく、もっと広い意味の社会生活支援）が中核になる。ざっと30年間は「社会生活支援が中核」になると言える。その後は、次第に「ライフプラン的支援の重さ（切実さ）が増してくる」ものと思われる。そうであれば、ひきこもり支援施策の方向は、「社会生活支援とライフプランを両立させ、全体として統合する」ことと言える。

ライフプラン支援の取り組みについて

一つは、「社会生活支援が充実すれば、将来ライフプラン的支援に移行する人を少なくすることが期待できる」

二つは、ライフプランをしっかり組み立てると、本人もある程度安心感が得られるために、最小限の社会参加を試みる事が期待できる。

三つは、ライフプランを立てるということは、本人のみならず他の家族構成員（親・兄弟）に大きな影響をおよぼす。家族の合意形成が大切。数カ月かけて、本人と支援者との打ち合わせ、家族会議、時には専門家（弁護士・税理士）の助言を得て、悔いのないプランを立てる必要がある。

6 支援ネットワークの活用

1) 支援ネットワークの構成要素

2) ミニサポートチームの意義と構成

ミニサポートチームとは、特定の家族・当事者（本人）に対して、2、3、人の援助者（ボランティアを含む）がチームを作って支援に当たる試みである。演者の場合、カウンセラー（演

者)、手紙を書く支援者(学生)、訪問支援者(学生あるいはNPOなどの訪問支援者)などでチームを形成することがある。いわば「サポートの複合体」としてのミニサポートチームができると、支援者側も心強い。チームによる知恵もわいてくる。

7 回復過程(自立過程)の不安

ーひきこもっているとき以上に慎重な回復支援をー

回復の過程は、大きな不安・葛藤・緊張が伴う時期である。大切なことは、「ひきこもりからの回復」が始まった時期に、慎重に支援を継続することである。

8 支援の終わりと別れーそれからが始まりでもあるー

支援をどのように終わるか(支援の終結)

「ゆるやかな支援目標」の「ある程度自由に地域社会と交流する」まで進めば終わってよい。自信满满になってもらうなどということ考えはない。できれば「柳に雪折れなし」の境地がよい。

9 支援過程のまとめ

支援過程のまとめの視点は、①家族・支援者の「共同支援」、②世代間および世代内支援、③多様な社会的支援の3点である。

1) 家族・支援者の「共同支援」の諸段階のまとめ

- ① 第一段階：家族による支援の時期(この時期を出来るだけ短縮、3年以内にしたい)
- ② 第二段階：支援者が家族を支援する時期
- ③ 第三段階：家族・支援者が共同で支援に取り組む時期
- ④ 第四段階：徐々にひきこもる人(本人)が家族や支援者を受け入れる時期
- ⑤ 第五段階：本人が家族と支援者の共同支援を受け入れ、家族・支援者を仲立ちに、地域社会へのつながりを深めていく過程である。

2) 「共同支援」を「世代間および世代内の支援関係」から見たまとめ

ひきこもる人への共同支援を「世代間および世代内支援関係」という視点から見ることができる。通常は、親・家族とひきこもる人の支援関係、中堅・ベテラン支援者の関与、さらに進んで、若い支援者の関与を得る、などの方向で進んでいく。

いずれにしても、「世代間支援と世代内支援関係の柔軟な組み合わせ」をすることにより、支援の可能性が広がる。

3) ひきこもり支援に必要な社会資源の活用の諸段階のまとめ

地域により社会資源の状態もネットワークの状態も異なるが、利用できる資源を発見しつなぎ合わせる必要がある。①相談援助段階、②社会生活準備段階、③自立的な社会生活段階の各段階に応じた社会資源を活用する。

10 ひきこもり支援の諸課題

ひきこもり支援を充実させるための諸課題(例示)

- 1) 支援ニーズのある人に支援は届けられたか、また、一定の課題達成はあったか。
- 2) 支援方法論は体系化・明確化(具体的内容が明文化かつ共有化)されているか。
- 3) 支援者(責任者)の役割は適切に遂行されているか(長期支援の体勢ができていないか)。世代間・世代内支援の体制は整っているか。
- 4) 支援者の「人となり・個性」と「支援内容」の関係は適切に考慮されているか。
- 5) 子ども・若者育成支援推進法の充実した施行内容をもとめること。

11 子ども・若者育成支援推進法への期待

「子ども・若者育成支援推進法」および関連施策が、真に、「ひきこもり支援新時代」を開く支援の手立て(包括的支援策)となるためには何が必要であろうか。

以下に演者の意見をまとめる。

- 1) ひきこもる人への支援を開始する前提となる実態把握ができていないこと
- 2) 相談支援段階の手立てを整えること

各相談室・精神科クリニックへなどへの来所を前提とした支援のみでなく、訪問支援、訪問医療など、アウトリーチ型の支援を充実させることが望まれる。

- 3) 社会生活準備段階の支援手立てを整えること
- 4) 自立的な社会生活段階の支援手立てを整えること
- 5) 支援拠点を適切に整備すること
「ひきこもり地域支援センター」・「子ども・若者総合相談センター」などが全国各地に開設されること
- 6) 支援者を適切に養成・確保すること
- 7) 保健・医療、福祉、教育、労働、親の会などの各分野間の連携を適切に行うこと（ネットワークづくりが重要）
- 8) 早期対応を重視すると同時に長年ひきこもっている人の支援にも積極的に取り組むこと
- 9) 支援ニーズが長年にわたって保障される仕組みを作ること
- 10) 心理的・医学的支援のみならず、経済生活の安定、住居の確保など、生活全般にわたり安心が確保できるように支援を組み立てること
- 11) 各段階の支援方法の基本事項が共有されていること
- 12) 支援の実態を検証する仕組みが整備されていること
- 13) ひきこもりの実態・本態を解明し、有益な支援方法を生み出すための研究体制が整備されていること



NPO 法人化 2 周年記念講演会

二部（概略）

「大転換へ向かう引きこもり案件」と「学習効果」

奥山雅久氏（NPO 法人全国ひきこもり KHJ 親の会代表）

竹中先生本当にご苦労さまです。大変な支援です。ひきこもり 5 年以上、30 才以上私も同感です。3 年前に平均年齢 30.2 才を超えています。私達が取り組んでいるのは、この平均より重い人が対象です。そして、放置すればさらに重い方へ向かっている。国民はなんでもない人には税金は使えない。甘えないうてくれと言われる。現実には受け入れなければならない。私は身体障害者です。だから言える。私よりもっと厳しいです。ひきこもりの人は目に見えない障害です。心の障害、目に見えない障害に対する支援は大変厳しい。分かり難い。私は曲がりなりにも人としてやってこれた。それが駄目なんだよ。ひきこもりの人は。こんな不備なことがありますか。

本年 4 月 19 日内閣府「障がい者制度改革推進会議」で全引連 KHJ から意見陳述を行った。(DVD 17 分間) ひきこもりは 3 年前平均年齢 32.3 歳、平均ひきこもり期間約 10 年。不登校よりもちあがってくる 8 割が大人のひきこもりである。診断基準 DSM-IV・ICD-10 で 95%が何らかの精神疾患と診断されている。3 年以内リバウンドがないのを完全脱却と考えているが、1.5%しかない。重篤な疾患である。ひきこもりはなまけものと誤解されている。障がい者と難病の谷間にあるひきこもりを対象に包括支援することを具申する。

次の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」境 泉洋氏（徳島大学人間科学部准教授・臨床心理士）の講演内容は、8 月例会案内状に掲載いたします。

「学習会効果」

田口ゆりえ氏（NPO 法人 KHG 埼玉「けやきの会家族会」代表理事）

学習会の効果ということでお話したい。けやきの会で約 2 年前より始めたが、大変効果がある。アン

ケート調査でも 7～8 割の人が効果があると答えている。

けやきの会の四大事業として月例会・学習会・家族教室・若者の「さくら草倶楽部」をやっている。

学習会として今年「ひきこもり回復プログラム」をしている。5月19日私が「真（しん）の心」に訴え続ける」というのを担当した。その内容は2時間の内、1時間弱の講義内容で後半の半分は輪になってみんなの顔が見える様な形でやる。参加者に話して貰うのが効果がある。以下講義内容

1 3大基本

- ① 「動かそう 出そう」より理解する。無言の会話を大切にする。
- ② 回復の段階（往路 停滞期 復路）に応じた接し方をする。
- ③ 受療や社会参加を最終目標にする。

2 往路 停滞期 復路 における実践

各時期に応じてどのように対応したらよいか説明があった。復路は往路より難しいが、この時、親の力が試され、学習会で学んだことが役に立つ。

以 上
(文責 加藤)

～さぬき若者サポートステーションと

コミュニケーションの苦手な若者・ひきこもり当事者との～

気の張らない「お茶会交流会」に参加してみませんか！

講師 表千家同門会 香川県支部 参与 平田宗経先生

◇日時：7月31日 ㊦

13：30～受付 14：00～16：00

◇場所：香川県社会福祉総合センター

3階 （文化教養室）

高松市番町1-10-35

TEL 087-835-3334



◇参加費：無 料

◇主催：NPO 法人 KHJ 香川県オリーブの会

（この事業は、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けています。）

◇共催：さぬき若者サポートステーション

※各県自助グループ・親御さんも、お気軽にご参加ください。

※また、参加希望者、お手伝いいただける方は川井までお電話（087-843-9877）下さいますようお願いいたします。